

熊本市住宅審議会傍聴要領

制定 平成 25 年 7 月 25 日 建築計画課長決裁
改正 平成 31 年 3 月 19 日 建築政策課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熊本市住宅審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

(傍聴人の数の制限)

第 4 条 傍聴人の定員は 10 名とする。受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 熊本市住宅審議会の会長（以下「会長」という。）の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第 6 条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第 7 条 熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）第 7 条に掲げる情報に該当する情報について調査審議を行うとき又は委員等の発議により出席する委員等の 3 分の 2 以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 前項に規定する案件に該当する場合、会長は、会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【 熊本市住宅審議会 】